浦安市監査委員告示第12号

地方自治法第242条第１項の規定に基づき、令和７年９月24日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和７年11月21日

浦安市監査委員　　町　田　清　英

浦安市監査委員　　長　野　延　雄

浦安市監査委員　　小　林　章　宏

浦安市職員措置請求について

令和７年９月 24 日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

記

１　請求要旨

浦安市職員措置請求書（令和６年度富岡他７地区街路緑道植栽管理業務委託契約　面積違算）の要旨を次のように解した。

2024 年６月５日に締結した「富岡他７地区街路緑道植栽管理業務委託契約」において、設計図書には市道幹線５号の機械除草を３回行うことが記載されており、その作業対象面積を 819 ㎡としていた。

その根拠は次の計算式（市長が千葉地方裁判所に提出した準備書面（５）で主張したもの）である。

157.08 ㎡×0.7＋424.6 ㎡×0.4＋715.68 ㎡×0.2≒819 ㎡

しかし、検算してみるとこの計算結果は、422.8 ㎡となり、819 ㎡は違算である。このため、819－422.8＝461.2 ㎡※の数量過大となり、３回の実施で「461.2×3＝1383.6 ㎡」が 2024 年度の数量過大の設計図書となった。

過大に積算された直接経費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費を順次加算し、請負率を乗じ、更に消費税を加算した結果が、公金の過大支出額であり、損害額は 358,935 円となる。

誤った設計図書を都市整備部長が決裁し、契約を締結したことは不当で、公金が過大に支出され市に損害が発生している。

なお、この損害は杜撰な事務により不当に発生したものであるから、損害賠償請求の対象となり、更に回収までの期間に対し民法所定の年３％の割合による遅延損害金を追加することになる。遅延損害金の対象期間の始期は、３回に分けて支出されたそれぞれの支出日であり、終期は損害賠償金を収受する日である。

市長は、都市整備部長に対し、過大支出した公金 358,935 円及び支払命令書の日付を始期として支払い済みまで年 3.0％の割合による金員を市に返還するよう請求又は賠償の命令をせよ。

（※については請求書の記載内容のとおり）

２　判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

請求人は、「過大に積算された設計図書を都市整備部長が決裁し、契約を締結したことは不当で、公金が過大に支出され市に損害が発生している。」と主張しており「過大に積算された設計図書を決裁し、契約を締結した行為」を不当な行為として監査を求めているものと解する。

法第 242 条第１項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度で、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として「公金の支出」についてもその対象とされている。

公金の支出は、「支出負担行為（契約の締結）・支出命令・支払い」という財務会計上の一連の行為ではあるが、支出負担行為及び支出命令は、普通地方公共団体の長の権限に属するのに対し、支払いについては、会計管理者の権限に属し、その適用される財務会計上の法令の内容も同一ではないため、互いに独立した財務会計上の行為であり、監査請求期間は、それぞれ当該行為のあった日から各別に計算すべきものとされている。（平成 14 年７月 16 日最高裁判所判決）

普通地方公共団体の住民が住民監査請求を請求するにあたっては、法第 242 条第２項により、「請求は当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」と定められている。

なお、法第 242 条第２項のただし書きの「正当な理由」の有無については、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当に注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解されている。（昭和 63 年４月 22 日最高裁判所判決、平成 14 年９月 12 日最高裁判所判決）

本件措置請求において、財務会計上の行為のあった日は、請求人が不当な行為として主張する「過大に積算された設計図書を決裁し、契約を締結した行為」のあった令和６年６月５日であり、令和７年９月 24 日付けで提出された本件措置請求は、契約締結から１年経過後になされたものであることから、請求人に「正当な理由」がない限り不適法である。

また、請求人が本件措置請求にかかる行為の存在及び内容を知ることができたか否かについては、請求人から事実証明として提出された「準備書面（５）」が、令和６年 11 月 25 日付けで市から千葉地方裁判所に提出され、そのころには請求人は本件財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたものであることから、その日を基準にしても 10 か月経過後にされた本件措置請求には、法第 242 条第２項のただし書きにいう「正当な理由」もないことが明らかである。

以上のことから、その余の点を判断するまでもなく本件措置請求を却下とする。